様式第１号　別紙１

糸魚川市子育て世帯移住・就業等支援金の交付申請に関する誓約事項

１　糸魚川市子育て世帯移住・就業等支援事業に関する報告及び立入調査について、新潟県及び糸魚川市から調査を求められた場合には、それに応じます。

２　要綱第３条第１項の申請者のいずれかに該当します。

３　以下の場合には、要綱第７条の規定により、速やかに糸魚川市に報告し、当該支援金の全額又は半額を返還します。

（１）支援金の申請に当たり、虚偽の内容で申請したことが判明した場合：全額

（２）支援金の申請日から３年未満に糸魚川市から転出した場合：全額

（３）起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合：全額

（４）支援金の申請日から３年以上５年以内に糸魚川市から転出した場合：半額

（就業の場合のみ）

（５）支援金の申請日から１年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額